

平成 2 6 年三条市議会第 4 回定例会請願文書表

受理番号	第 1 号	受 理 年 月 日	平成 2 6 年 6 月 2 5 日
件 名	手話言語法の制定を求める意見書の提出を求める請願		
紹介議員	阿 部 銀 次 郎 君 名 古 屋 豊 君 山 田 富 義 君 坂 井 良 永 君 笹 川 信 子 君 高 坂 登 志 郎 君 伊 藤 得 三 君		
請 願 文			
【請 願 理 由】 手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。 しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。 2006年12月に採択された国際連合の障害者の権利に関する条約には、言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語であることが明記されています。 障害者の権利に関する条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した改正障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。 また、同法第22条では国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。 以上の趣旨から、次の事項についてお願いいたします。 【請 願 事 項】 1 国会及び関係行政庁に、手話言語法の制定を求める意見書を提出すること。			

付託委員会

市民福祉常任委員会